

概要版

# 中央区 高齢者保健福祉計画・ 第8期介護保険事業計画

令和3年度～令和5年度(2021年度～2023年度)

令和3(2021)年3月



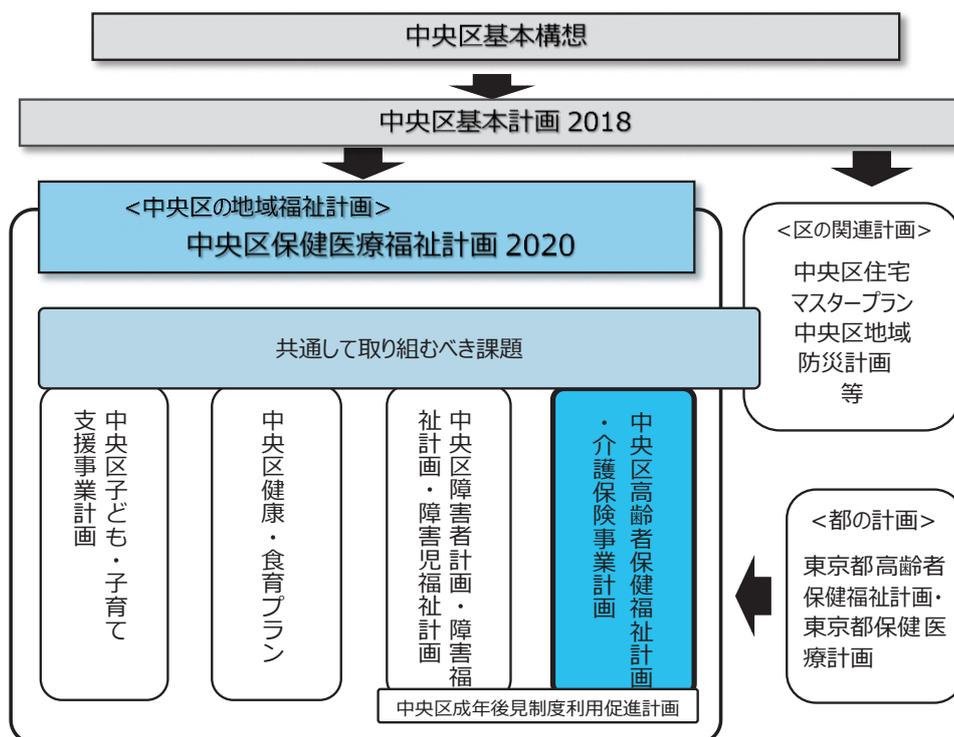
# 第1章 計画策定にあたって

## 1 計画の位置付け

「高齢者保健福祉計画」は老人福祉法第20条の8に規定する「市町村老人福祉計画」、「第8期介護保険事業計画」は介護保険法第117条に規定する「市町村介護保険事業計画」であり、両計画を一体的な計画として策定するものです。

また、この計画は、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条に規定する市町村計画を包含しています。

計画期間は、令和3（2021）年度から令和5（2023）年度までの3年間です。



## 2 計画の推進体制と進捗管理

本計画の取組を効果的に推進するため、区民、町会・自治会、民生・児童委員、医療関係団体、サービス提供事業者、社会福祉協議会、ボランティア団体などさまざまな主体と連携を深めていきます。

基本理念（めざす姿）の実現に向けて、計画（PLAN）、実行（DO）、評価（CHECK）、見直し（ACTION）のPDCAサイクルに基づいて効果的に施策を推進していきます。

本計画の高齢者福祉施策および介護保険事業の運営については、施策を推進する事業の実施状況の把握や給付実績を分析し、計画策定の中心となった高齢者施策推進委員会に定期的な報告を行い、その点検および評価を実施します。

なお、その進捗状況や社会状況の変化に応じて、当該委員会の委員である学識経験者や医療関係者、サービス提供事業者、被保険者などからの助言・意見を踏まえて適切に進行管理を行い、次期計画の取組に反映させていきます。

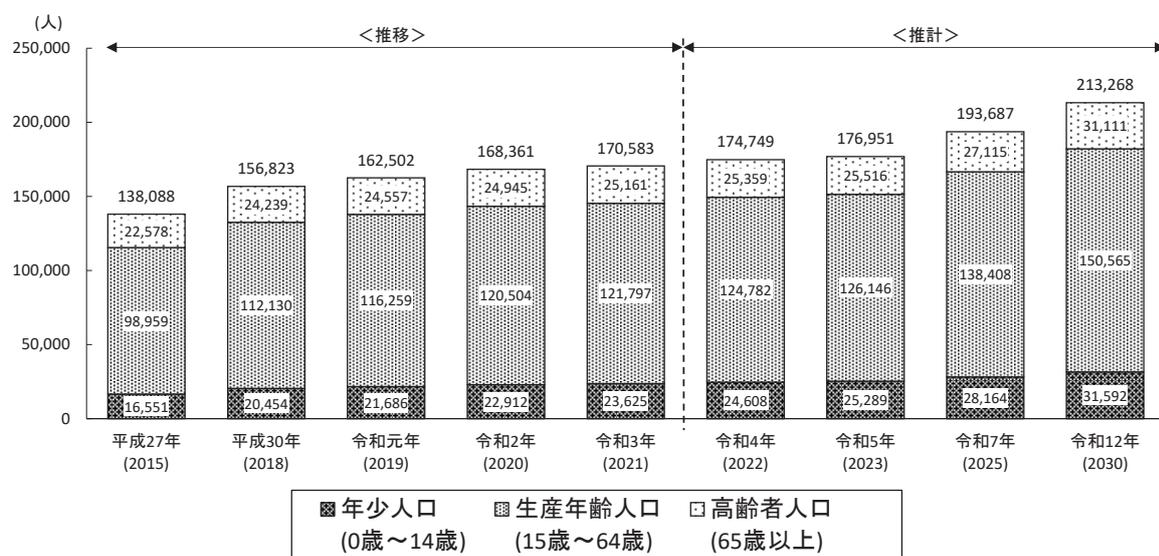
# 第2章 高齢者を取り巻く状況

## 1 高齢者の人口と高齢化率

本区の人口は、令和7（2025）年にはおよそ19万4千人と推計され、その後も増加が見込まれます。

高齢者人口は、いわゆる団塊世代が75歳以上となる令和7（2025）年には27,115人と推計され、令和12（2030）年では3万人を超えており、その後も増加が見込まれます。

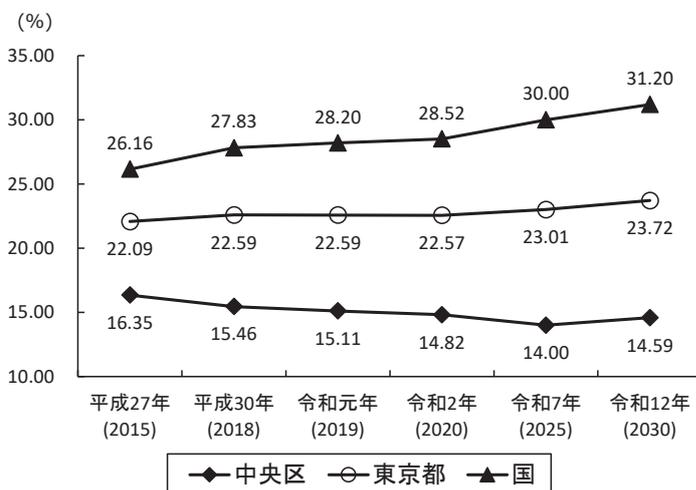
図表1 年齢3区分別人口の推移と推計（中央区）



資料：住民基本台帳（各年1月1日現在）  
令和4（2022）年以降は区の推計値（令和3年1月1日現在の人口を基準人口として作成）

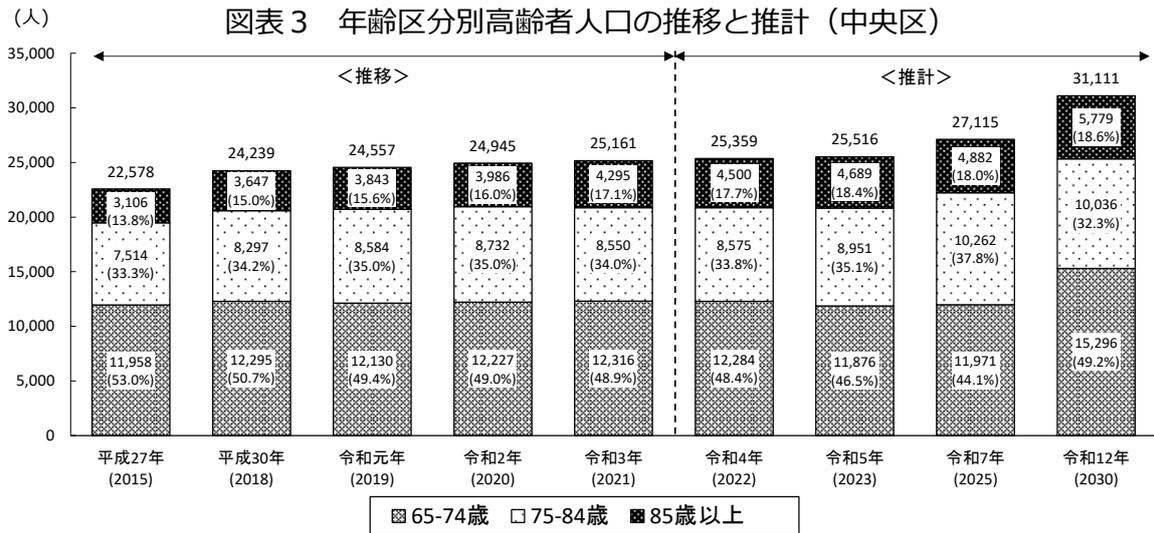
本区の高齢化率（区民のうち65歳以上の人の割合）は東京都や国を下回っています。高齢化率は、令和7（2025）年までは下降傾向にあります。その後はゆるやかな上昇に転じ、令和12（2030）年以降も上昇傾向で推移すると見込まれます。

図表2 高齢化率の推移（中央区、東京都、国）



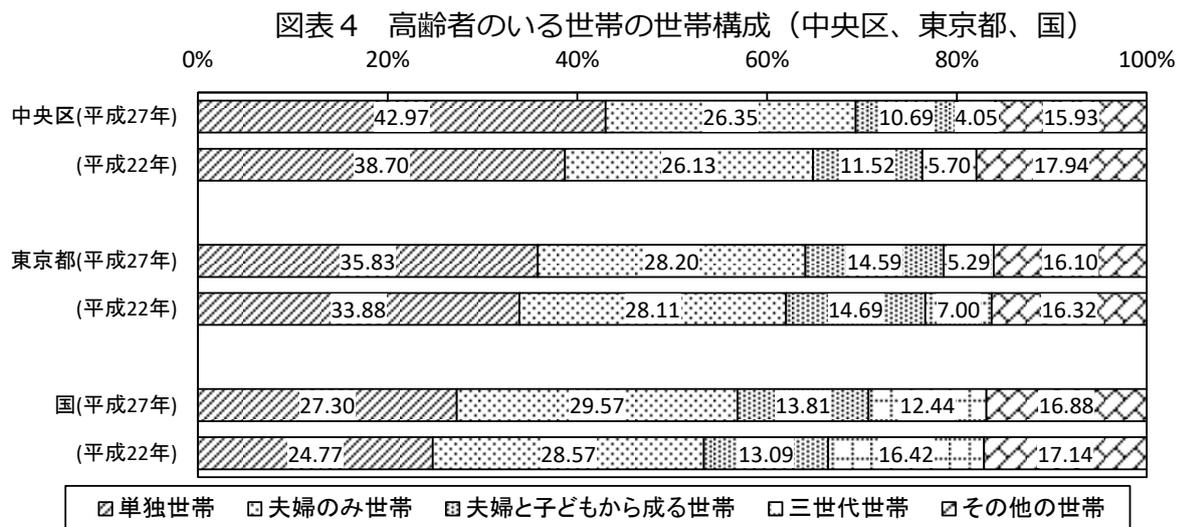
資料  
中央区：平成27年～令和2年 住民基本台帳（各年1月1日現在）、令和7年以降は区の推計値（令和3年1月1日現在の人口を基準人口として作成）  
東京都：平成27年～令和2年 住民基本台帳（各年1月1日現在）、令和7年以降は平成30年推計による東京都男女年齢（5歳階級）別人口の予測  
国：平成27年～令和2年 人口推計（総務省統計局）（各年1月1日現在）、令和7年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成29年推計）」の中位推計値

高齢者の人口推移を65～74歳、75～84歳、85歳以上別にみると、65～74歳は令和7（2025）年まではほぼ横ばいで推移しますが、令和9（2027）年以降は増加傾向と見込まれ、令和12（2030）年以降も増加することが見込まれます。75～84歳は令和元（2019）年から令和4（2022）年まで横ばいで推移しますが、令和7（2025）年まで急増し、その後再び横ばいで推移することが見込まれます。85歳以上は今後も継続して増加することが見込まれます。



## 2 高齢者の世帯構成の比較

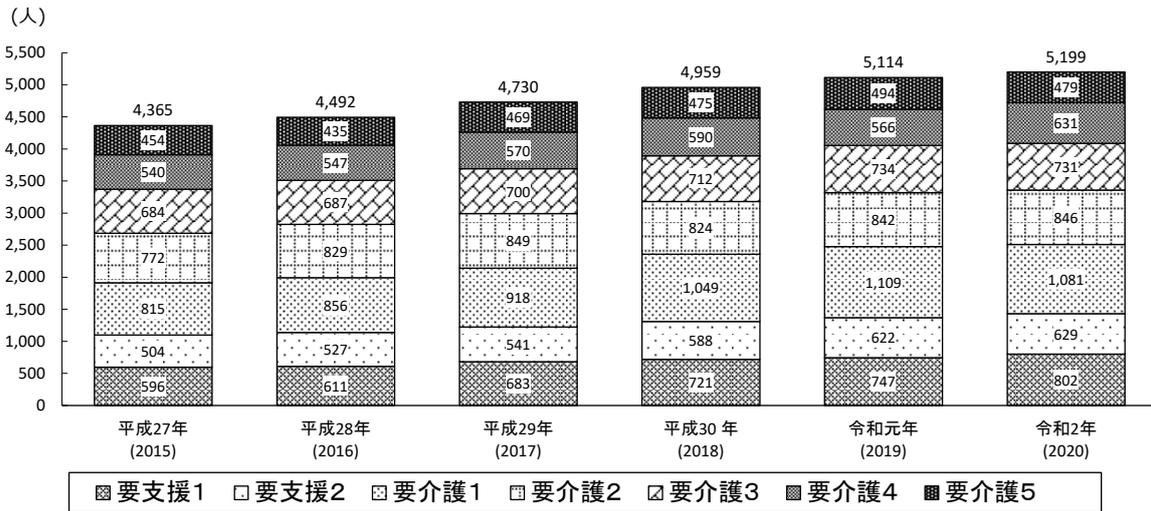
本区は、東京都や国と比較して、高齢者のいる世帯に占める単独世帯の割合が高い状況にあります。



### 3 要介護・要支援認定等の状況

要介護・要支援認定者の総数は、平成 27 (2015) 年以降一貫して増加しています。また、令和 2 (2020) 年の要介護・要支援認定者数を平成 27 (2015) 年と比べると、全ての要介護度で増加しています。特に要支援 1 は 1.35 倍、要介護 1 は 1.33 倍に増加しています。

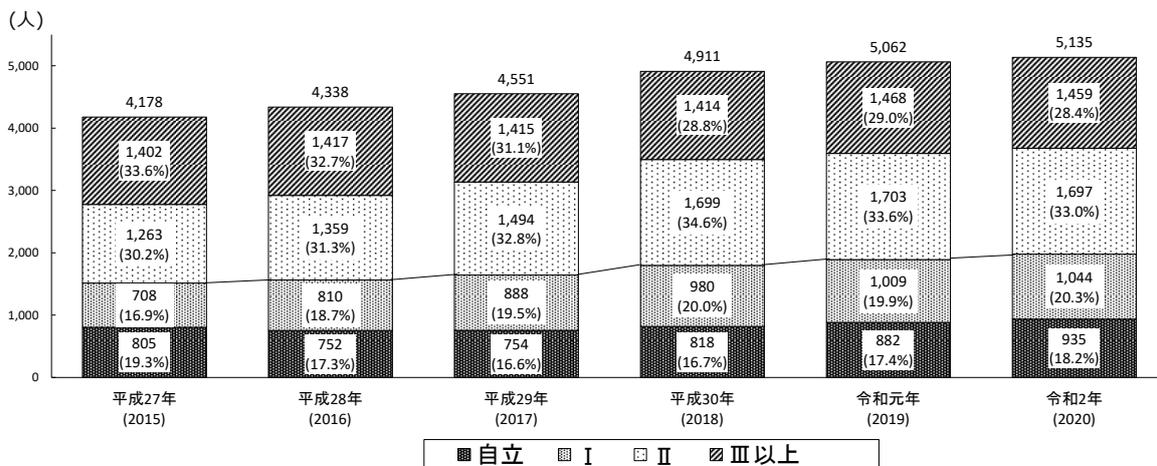
図表 5 要介護度別認定者数の推移 (中央区)



資料：介護保険事業状況報告（各年 3 月 31 日現在）  
 ※要介護・要支援認定者数は、第 2 号被保険者も含む

認知症高齢者の日常生活自立度別に要介護・要支援認定者数の推移をみると、見守りまたは介護の必要な「Ⅱ」以上の認知症高齢者数は増加傾向にあります。全体に占める「Ⅱ」以上の割合はおおむね横ばいとなっています。

図表 6 認知症高齢者数の日常生活自立度別の推移 (中央区)

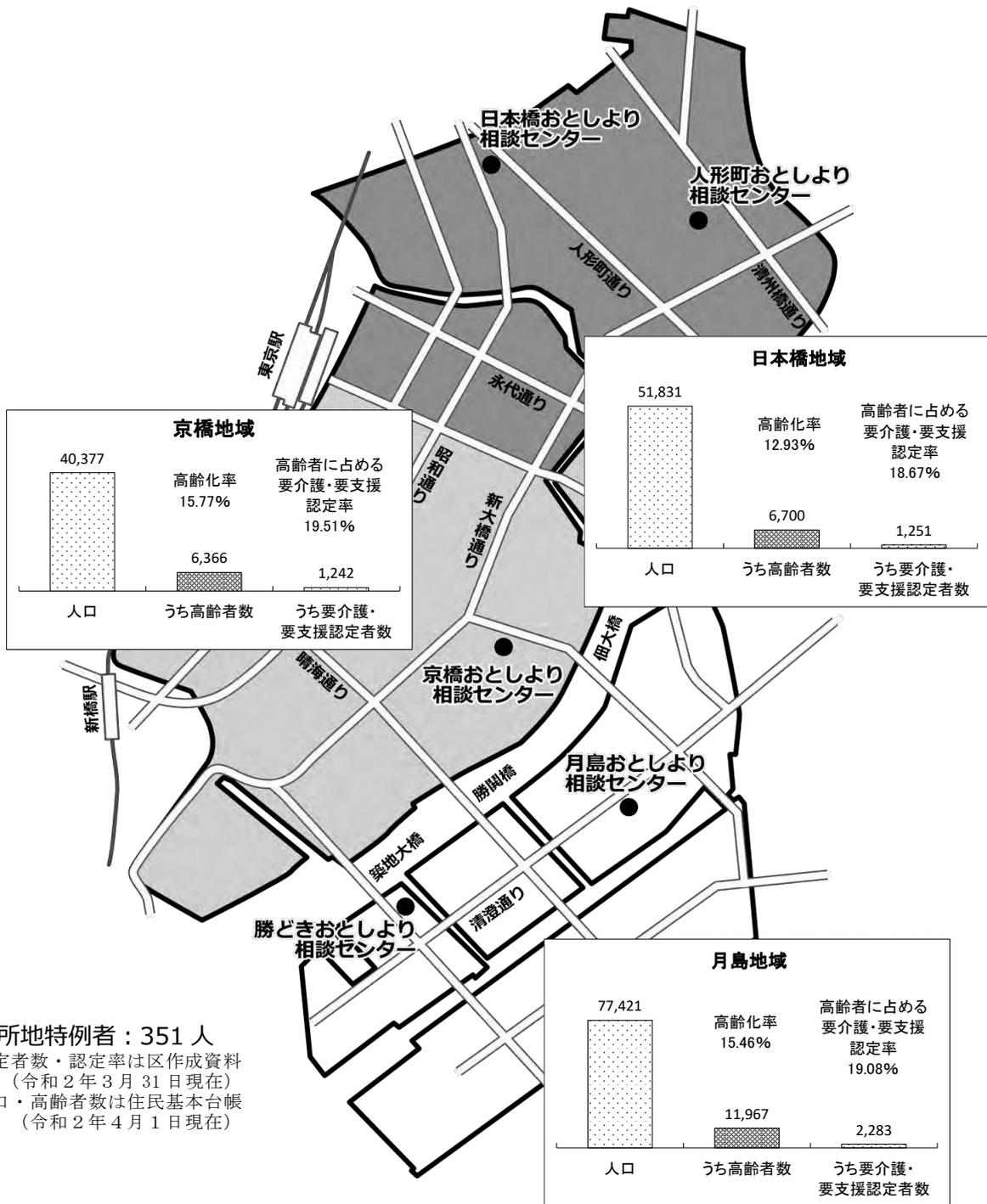


資料：区作成資料（各年 3 月 31 日現在）  
 ※他自治体からの転入者で自立度が把握できない者は除いて集計（以下（2）も同様）  
 ※端数処理のため内訳の合計が 100%にならない場合がある

## 4 日常生活圏域ごとの比較

3地域別の人口と高齢化率を比較すると、日本橋地域は京橋・月島地域と比べて高齢化率が低い傾向にあります。また、高齢者に占める要介護・要支援認定率は京橋地域が高い傾向にあります。

図表7 日常生活圏域別人口（中央区）



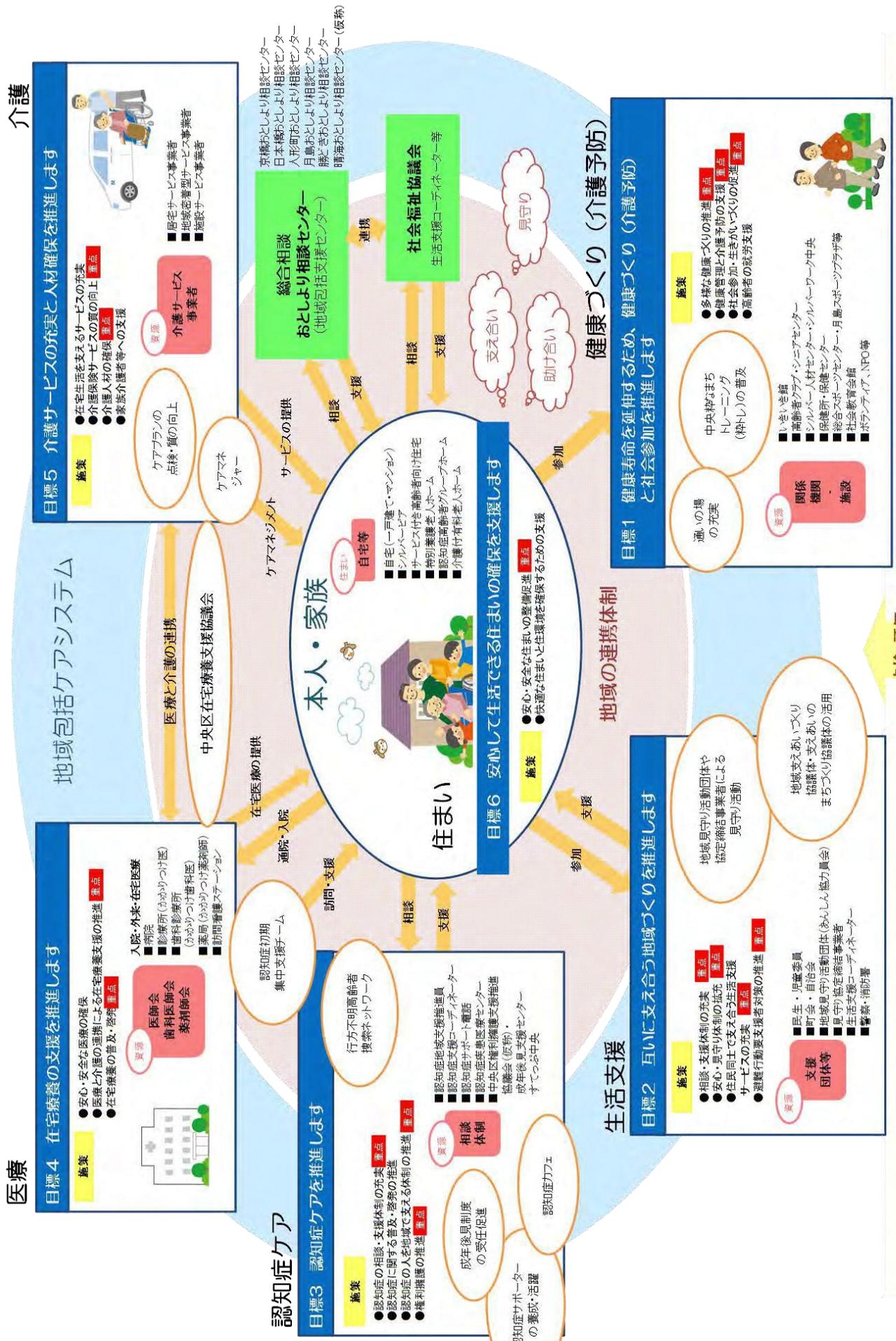
# 第3章 高齢者施策の方向性

## 1 基本理念と目標

“互いに支え合い、自分らしくいきいきと暮らせるまち”を基本理念として、「健康づくり（介護予防）」・「生活支援」・「認知症ケア」・「医療」・「介護」・「住まい」の6つの視点から、今後3年間の高齢者施策を実施していきます。

基本理念	基本目標	基本施策
互いに支え合い、自分らしくいきいきと暮らせるまち	<b>目標1 健康づくり（介護予防）</b> 健康寿命を延伸するため、健康づくり（介護予防）と社会参加を推進します	(1) 多様な健康づくりの推進 (2) 健康管理と介護予防の支援 (3) 社会参加・生きがいづくりの促進 (4) 高齢者の就労支援
	<b>目標2 生活支援</b> 互いに支え合う地域づくりを推進します	(1) 相談・支援体制の充実 (2) 安心・見守り体制の拡充 (3) 住民同士で支え合う生活支援サービスの充実 (4) 避難行動要支援者対策の推進
	<b>目標3 認知症ケア</b> 認知症ケアを推進します	(1) 認知症の相談・支援体制の充実 (2) 認知症に関する普及・啓発の推進 (3) 認知症の人を地域で支える体制の推進 (4) 権利擁護の推進
	<b>目標4 医療</b> 在宅療養の支援を推進します	(1) 安心・安全な医療の確保 (2) 医療と介護の連携による在宅療養支援の推進 (3) 在宅療養の普及・啓発
	<b>目標5 介護</b> 介護サービスの充実と人材確保を推進します	(1) 在宅生活を支えるサービスの充実 (2) 介護保険サービスの質の向上 (3) 介護人材の確保 (4) 家族介護者等への支援
	<b>目標6 住まい</b> 安心して生活できる住まいの確保を支援します	(1) 安心・安全な住まいの整備促進 (2) 快適な住まいと住環境を確保するための支援

# 中央区の地域包括ケアシステム推進体制における高齢者施策の体系図



## 2 高齢者施策の重点的な取組

本計画では「基本理念」のもと、6つの「基本目標」に向けて「施策の方向性」を掲げています。これらの基本的な考え方に沿って、「施策を推進する主な事業」を推進するとともに、以下の事業に重点的に取り組んでいきます。

### 目標1 健康寿命を延伸するため、健康づくり（介護予防）と社会参加を推進します

住み慣れた地域で健康に生活していくためには、元気なうちから健康に対する意識を高め、健康づくりに取り組むことが重要です。人生100年時代、仕事、学び、趣味、地域活動などさまざまな場所で生きがいを持って活動できるよう、それぞれのライフステージに合わせた健康づくりや社会参加を促進し、健康寿命の延伸につなげていきます。

事業	内容
中央粋なまち トレーニングの普及 (介護予防・日常生活支 援総合事業)	転倒予防や認知機能の向上などの効果が見込まれる介護予防プログラム「中央粋なまちトレーニング（略称：粋トレ）」の普及により、多くの高齢者が身近な場所で自主的に継続して健康づくりを実施し、その効果を実感できるようにしていきます。
高齢者通いの場 支援事業 (介護予防・日常生活支 援総合事業)	「高齢者通いの場」の運営や活動内容の充実に向けた支援を行い、新規開設団体の拡大を目指していきます。また、参加者の介護予防・フレイル予防の促進を図り、交流しながら健康づくり（介護予防）が行えるプログラムの支援・普及を行っていきます。
「退職後の生き方塾」 の開催および活動支援 (介護予防・日常生活支 援総合事業)	退職後に地域活動へ参加する意欲があっても社会的な活動に結びついていない中高年齢者に対し、退職後の生き方のヒントや、地域活動に参加するきっかけを提供するための講座を開催し、受講修了者が地域でのサークル活動やサロンの運営などができるよう支援していきます。
セカンドライフ応援 セミナー (介護予防・日常生活支 援総合事業)	中高年齢者が主体的に社会に参加し、生きがいを持って生活するきっかけとなるよう、ボランティア活動や就労支援事業を紹介し、社会参加につながるセミナーを開催していきます。プログラムについてはアンケートを参考に、ニーズを踏まえた内容で開催してきます。

新規

### 目標2 互いに支え合う地域づくりを推進します

一人暮らし高齢者が多い本区では、地域全体で高齢者を見守り、支え合う体制を構築していくことが求められており、新たな地域の担い手の確保・拡充が必要です。これまで高齢者支援や地域活動に関わりがなかった地域住民が自らの意志で参加できるような仕組みやさまざまな力をいかした地域活動をより一層促進していきます。

また、身近な地域ごとにおとしより相談センターを核とした相談支援体制を充実していくとともに、多機関が協働する重層的な支援体制を構築し、複合的な課題に対応していきます。

事業	内容
晴海おとしより相談センター（仮称）の整備 <b>新規</b>	身近な場所で相談しやすい体制を整えるために、月島、勝どき（分室）に加えて、晴海地区に新たに分室の設置に向けた準備を進めます。令和6年度開設（予定）。これにより区内の身近な地域に相談支援の核となる拠点が整備されます。
「地域見守り活動団体（あんしん協力員会）による見守り活動」および「協定締結事業者による見守り活動」の拡充	町会・自治会・マンション管理組合などを単位として組織された団体が、一人暮らし高齢者や高齢者のみで構成された世帯を月1回以上訪問し安否確認を行うことにより、事故の未然防止や早期に異変に気づくことができる支援体制づくりを推進していきます。また、事業者との協定締結を推進し、おとしより相談センターを中心とする地域見守りネットワークの輪を拡大していくことにより、一人暮らし高齢者などが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるようにしていきます。
生活支援コーディネーターによる取組の充実、地域支援あいづくり協議体・支えあいのまちづくり協議体の活用（住民参加による支えあいの体制づくり）	京橋・日本橋・月島の3つの生活圏域ごとの生活支援サービス体制等を充実させ、地域のニーズ・課題を把握します。また、既存の地域資源に対するネットワークを強化させ、地域の特性をいかした資源開発や担い手の育成を行い、必要とされる生活支援・介護予防サービスにつないでいくなど、課題の解決につながる地域体制づくりを充実させていきます。
避難行動要支援者支援体制の整備 <b>新規</b>	災害時に自力で避難したり生活することが困難な方を登載した「災害時地域たすけあい名簿」を作成しています。その名簿を活用した安否確認訓練を防災拠点や町会・自治会において実施するとともに、名簿を活用した体制づくりの取組を希望するマンション管理組合を支援するなど、地域での災害時の支援体制を構築していきます。

### 目標3 認知症ケアを推進します

認知症について相談できる体制を整備するとともに、認知症になっても重症化を防ぎ、周囲の理解のもと、尊厳と希望をもって地域で生活していくことができるように、地域全体で認知症の方を支える体制づくりを推進していきます。また、本人の意思を尊重した権利擁護が必要であることから、成年後見制度の利用を促進していきます。

事業	内容
認知症サポート電話およびおとしより相談センターにおける相談支援	匿名でも相談が可能な認知症サポート電話やおとしより相談センターの認知症地域支援推進員による相談などについて、区のホームページや「区のおしらせ」、認知症に関するチラシ・リーフレット等に掲載するとともに、窓口や講座で案内し、周知を強化します。これにより、認知症の不安がある本人や家族が相談しやすい環境づくりに努め、具体的なアドバイスや訪問などによる支援につなげていきます。

事業	内容
認知症サポーター養成講座の開催	認知症の正しい知識の啓発を幅広い年代に対して積極的に行い、地域全体が認知症の方や家族に対してサポートする環境づくりを進めます。講座を児童館などで開催し、子どもやその家族を対象に加えるとともにオンラインで実施するなど、対象者を一層広げてサポーターの活躍を促していきます。また、ステップアップ講座等を通じて、認知症サポーターが地域の見守り活動や認知症カフェ運営などの活動に参画することを促していきます。講座の講師役であるキャラバン・メイトの活動を支援していきます。
行方不明高齢者検索ネットワークの構築 <b>新規</b>	行方不明高齢者の早期発見、事故の未然防止のために、区が行方不明高齢者の情報を共有できるICT（情報通信技術）を活用し、見守り活動団体・見守り協定締結事業者や認知症サポーター等と連携して検索できるネットワークを構築します。
社会貢献型後見人等の養成および受任促進 <b>新規</b>	社会貢献型後見人等候補者を養成するため、養成研修、フォローアップ研修等を実施しています。また、養成研修を修了した社会貢献型後見人等候補者の活動の機会を増やすため、後見等の受任を促進していきます。

#### 目標 4 在宅療養の支援を推進します

医療的ケアを必要とする要介護者の在宅療養生活の継続や看取りのニーズに応えられるよう、在宅医療や医療サービスが切れ目なく提供される環境を整備するとともに、地域における医療・介護の関係機関の連携による、包括的・一体的なサービスが提供できるよう支援していきます。また、人生の最終段階の過ごし方を考え、家族等や医療・ケアチームと話し合い共有していくACP（人生会議）の取組等を普及・啓発していきます。

事業	内容
「医療と介護の関係者の交流の場」の開催	在宅医療を受け持つ医師、歯科医師、薬剤師、訪問看護師とケアマネジャーや介護サービス従事者の交流の場として、多職種連携研修を開催し、顔の見える関係づくりの場を提供していきます。これにより、医療と介護の連携をよりスムーズにして、安心して在宅療養を継続することができるようにしていきます。
区民向け在宅療養支援シンポジウムおよび講演会の開催	区民を対象としたシンポジウムや講演会を開催することにより、さらに多くの区民が在宅療養や在宅での看取りなどに関するイメージを持ち、自分のこととして考えてもらえるようにしていきます。

## 目標 5 介護サービスの充実と人材確保を推進します

介護が必要となった方の重度化を防止しつつ、自宅で介護保険サービス等を安心して受けるためには、介護事業者等の質の向上を進めていくことが必要です。また、介護事業者において人材不足が顕在化しているため、介護人材を確保し、定着支援を継続していきます。

事業	内容
介護給付の適正化	専門員によるケアプラン点検の実施結果について、事業者連絡会や事業者支援関連システム（ケア倶楽部）で周知・共有し、第5期中央区介護給付適正化計画に基づく適正化事業に積極的に取り組んでいきます。受給者が真に必要なとす過不足のないサービスを、事業者が適切に提供するよう促し、適切なサービスの確保を図ることにより、資源や費用の効率化につなげていきます。
資質向上型地域ケア会議の開催	ケアマネジャーの資質向上をはかるために個別事例についてのケアプランの検討を行う地域ケア会議を日常生活圏域ごとに開催するとともに、個別事例について多職種で検討することにより、適切で効果的なケアプランの作成につなげていきます。
区独自の「介護事業所の雇用・育成支援」の実施	区内介護事業者における介護職員不足に対応するため、介護職員初任者研修の受講に加えて、介護事業所に就職するまでをあっせんする介護人材確保支援事業を実施するほか、合同就職相談・面接会の開催や宿舍借上支援事業などにより、新たな介護職員の雇用の創出・定着につなげていきます。

## 目標 6 安心して生活できる住まいの確保を支援します

高齢者が住み慣れた地域で、安心して生涯を通じて住み続けられるような住まいの確保への取組が求められています。人口動向や区民ニーズ、施設の利用率を的確に見極めながら、再開発や区施設の改築の機会を捉えた住宅の確保や施設整備を推進するなど、高齢者が安心して住み続けられるまちの実現に向け、総合的に住環境や生活環境の整備を推進していきます。

事業	内容
認知症高齢者グループホーム等の供給誘導	認知症高齢者グループホームや特別養護老人ホーム、介護老人保健施設などの施設サービスや、看護小規模多機能型居宅介護などについては、地域の人口動向や区民ニーズを的確に見極めた上で、再開発や既存施設の転用などの機会を捉えながら、民間活力を活用し供給を誘導していきます。

## 第4章 介護保険サービス等の実績と見込み

### 1 要介護・要支援認定者数の実績と見込み

第7期の要介護・要支援認定者数をみると、平成30（2018）年度はほぼ想定どおりでしたが、令和2（2020）年度は計画比約9割と想定より低い結果でした。これらの状況を踏まえ、高齢者人口の増加とともに要介護・要支援認定者数は増える傾向にあることから、令和5（2023）年度には令和2（2020）年度実績値の1.11倍と見込みました。

図表8 要介護・要支援認定者数の実績と見込み

		実績			見込			
		平成30年度 (2018年)	令和元年度 (2019年)	令和2年度 (2020年)	令和3年度 (2021年)	令和4年度 (2022年)	令和5年度 (2023年)	令和7年度 (2025年)
認定者数	計画値	5,123人	5,386人	5,680人	5,404人	5,570人	5,807人	6,047人
	実績値	5,085人	5,167人	5,236人	-	-	-	-
	計画比	99.3%	95.9%	92.2%	-	-	-	-
要支援1	計画値	723人	754人	783人	807人	833人	869人	906人
	実績値	744人	760人	787人	-	-	-	-
	計画比	102.9%	100.8%	100.5%	-	-	-	-
要支援2	計画値	618人	669人	723人	640人	656人	686人	712人
	実績値	615人	633人	618人	-	-	-	-
	計画比	99.5%	94.6%	85.5%	-	-	-	-
(要支援者計)	計画値	1,341人	1,423人	1,506人	1,447人	1,489人	1,555人	1,618人
	実績値	1,359人	1,393人	1,405人	-	-	-	-
	計画比	101.3%	97.9%	93.3%	-	-	-	-
要介護1	計画値	1,046人	1,107人	1,168人	1,119人	1,154人	1,204人	1,249人
	実績値	1,049人	1,117人	1,085人	-	-	-	-
	計画比	100.3%	100.9%	92.9%	-	-	-	-
要介護2	計画値	879人	916人	959人	875人	902人	941人	982人
	実績値	860人	839人	846人	-	-	-	-
	計画比	97.8%	91.6%	88.2%	-	-	-	-
要介護3	計画値	720人	746人	769人	776人	801人	835人	873人
	実績値	727人	706人	751人	-	-	-	-
	計画比	101.0%	94.6%	97.7%	-	-	-	-
要介護4	計画値	604人	629人	667人	686人	707人	734人	764人
	実績値	603人	600人	662人	-	-	-	-
	計画比	99.8%	95.4%	99.3%	-	-	-	-
要介護5	計画値	533人	565人	611人	501人	517人	538人	561人
	実績値	487人	512人	487人	-	-	-	-
	計画比	91.4%	90.6%	79.7%	-	-	-	-
(要介護者計)	計画値	3,782人	3,963人	4,174人	3,957人	4,081人	4,252人	4,429人
	実績値	3,726人	3,774人	3,831人	-	-	-	-
	計画比	98.5%	95.2%	91.8%	-	-	-	-

※令和2（2020）年度までは介護保険事業状況報告（各年9月末）、令和3（2021）年度以降は区推計資料

※要介護・要支援認定者数は、第2号被保険者も含む

## 2 介護サービス事業費等の見込み

高齢化の進展による要介護・要支援認定者数の増加に伴い、介護給付費の増加が見込まれます。

図表9 標準給付費の見込み

	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	合計
総給付費	7,723,286千円	8,057,931千円	8,360,898千円	24,142,115千円
在宅サービス費(※1)	4,075,690千円	4,197,771千円	4,405,557千円	12,679,018千円
居住系サービス費(※2)	1,574,355千円	1,751,335千円	1,810,437千円	5,136,127千円
施設サービス費(※3)	2,073,241千円	2,108,825千円	2,144,904千円	6,326,970千円
その他給付費(※4)	341,341千円	335,645千円	349,930千円	1,026,916千円
標準給付費計	8,064,627千円	8,393,576千円	8,710,828千円	25,169,031千円

(※1) 在宅サービス費…訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、福祉用具貸与、特定福祉用具購入費、住宅改修費、居宅介護支援、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護

(※2) 居住系サービス費…特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護

(※3) 施設サービス費…介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設

(※4) その他給付費…特定入所者介護サービス費、高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費、審査支払手数料

図表10 地域支援事業費の見込み

	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	合計
地域支援事業費	404,746千円	407,166千円	409,846千円	1,221,757千円
介護予防・日常生活支援 総合事業費	189,448千円	189,448千円	189,448千円	568,344千円
包括的支援事業・任意 事業費(※1)	215,298千円	217,718千円	220,398千円	653,413千円

(※1) 「地域包括支援センターの管理運営」「地域ケア会議推進事業」「在宅医療・介護連携推進事業」「認知症施策推進事業」「生活支援体制整備事業」および「介護給付適正化事業」の実施にかかる事業費

(注) 千円単位で掲載しているため、表中の数値を計算しても合計が一致しない場合がある。

## 3 第8期介護保険料基準額の設定

第8期計画期間に見込まれる総給付費から、区が行う自立支援・重度化防止の取組状況により国から交付される保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金等を差し引いて算出した第1号被保険者の第8期保険料基準額は月額 6,069 円ですが、介護保険給付準備基金を活用することにより、第7期と同額の 5,920 円に据え置くことにしました。

第8期  
保険料基準額

5,920円

(月額)

= 
$$\frac{\text{第8期の介護サービス総費用} \times 23\% \text{ (第1号被保険者負担割合)}}{3\text{年} \times 12\text{カ月} \times \text{中央区の第1号被保険者数}}$$

※その他、上記算出式には、年齢区分別高齢者数、第1号被保険者の所得分布、調整交付金、介護保険給付準備基金を含んでいます。

## 4 第8期の所得段階別介護保険料

図表 11 第8期の所得段階別介護保険料

第8期：令和3（2021）～令和5（2023）年度				第7期 平成30(2018)～令和2(2020)年度			
保険料段階	対象者	保険料率	年間保険料 (月額)	保険料 段階	保険料 率	年間保険料 (月額)	
第1段階	・生活保護を受給している方 ・老齢福祉年金を受給して世帯全員が 区民税非課税の方 ・世帯全員が区民税非課税かつ本人の合計所得 金額+公的年金収入額が80万円以下の方	0.25 公費軽減	17,760円 (1,480円)	第1段階	0.40 公費軽減	28,440円 (2,370円)	
第2段階	世帯全員が 区民税非課税	本人の合計所得金額+ 公的年金収入額が 120万円以下の方	0.45 公費軽減	31,920円 (2,660円)	第2段階	0.70	49,680円 (4,140円)
第3段階		本人の合計所得金額+ 公的年金収入額が 120万円を超える方	0.70 公費軽減	49,800円 (4,150円)	第3段階	0.75	53,280円 (4,440円)
第4段階	本人が 区民税非課税で 世帯員に 区民税課税の方が いる場合	本人の合計所得金額+ 公的年金収入額が 80万円以下の方	0.90	63,960円 (5,330円)	第4段階	0.90	63,960円 (5,330円)
第5段階 (基準額)		本人の合計所得金額+ 公的年金収入額が 80万円を超える方	1.00	71,040円 (5,920円)	第5段階 (基準額)	1.00	71,040円 (5,920円)
第6段階	本人が 区民税課税	合計所得金額が 120万円未満の方	1.15	81,720円 (6,810円)	第6段階	1.15	81,720円 (6,810円)
第7段階		合計所得金額が 120万円以上 210万円未満の方(※1)	1.22	86,640円 (7,220円)	第7段階	1.22	86,640円 (7,220円)
第8段階		合計所得金額が 210万円以上 320万円未満の方(※2)	1.45	102,960円 (8,580円)	第8段階	1.45	102,960円 (8,580円)
第9段階		合計所得金額が 320万円以上 370万円未満の方(※3)	1.50	106,560円 (8,880円)	第9段階	1.50	106,560円 (8,880円)
第10段階		合計所得金額が 370万円以上 500万円未満の方(※4)	1.70	120,720円 (10,060円)	第10段階	1.70	120,720円 (10,060円)
第11段階		合計所得金額が 500万円以上 750万円未満の方	2.00	142,080円 (11,840円)	第11段階	2.00	142,080円 (11,840円)
第12段階		合計所得金額が 750万円以上 1,000万円未満の方	2.30	163,440円 (13,620円)	第12段階	2.30	163,440円 (13,620円)
第13段階		合計所得金額が 1,000万円以上 1,500万円未満の方	2.60	184,680円 (15,390円)	第13段階	2.60	184,680円 (15,390円)
第14段階		合計所得金額が 1,500万円以上 2,000万円未満の方	2.90	206,040円 (17,170円)	第14段階	2.90	206,040円 (17,170円)
第15段階		合計所得金額が 2,000万円以上 2,500万円未満の方	3.30	234,480円 (19,540円)	第15段階	3.30	234,480円 (19,540円)
第16段階	合計所得金額が 2,500万円以上の方	3.70	262,800円 (21,900円)	第16段階	3.70	262,800円 (21,900円)	

(※1) 第7期の第7段階対象者は、本人が区民税課税で合計所得金額が120万円以上200万円未満の方

(※2) 第7期の第8段階対象者は、本人が区民税課税で合計所得金額が200万円以上300万円未満の方

(※3) 第7期の第9段階対象者は、本人が区民税課税で合計所得金額が300万円以上350万円未満の方

(※4) 第7期の第10段階対象者は、本人が区民税課税で合計所得金額が350万円以上500万円未満の方

※第1、第2、第6～第9段階は国の標準保険料率よりも区独自に軽減している。

※「公費軽減」と表示がある保険料段階は、介護保険制度上の公費による軽減を含む。



## 中央区高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画 概要版

令和3(2021)年3月発行

発行 中央区福祉保健部 高齢者福祉課・介護保険課  
〒104-8404 東京都中央区築地一丁目1番1号  
電話：03-3546-5353 (高齢者福祉課 直通)  
03-3546-5642 (介護保険課 直通)

刊行物登録番号  
2-110